判例と実務シリーズ: No.511

音楽教室における楽器のレッスン についての演奏権侵害の成否

東京地裁 令和2年2月28日判決言渡 平成29年(ワ)第20502号, 第25300号 音楽教室における著作物使用にかかわる請求権不存在確認事件

山 口 裕 司*

抄録 音楽教室事業者と日本音楽著作権協会との間の請求権不存在確認訴訟の東京地裁判決は、音楽教室事業者の請求を全て棄却するものであった。本件判決は、従来の判例を引用し、判例理論に沿っているようにも見受けられるが、音楽教室事業者の示した著作物使用態様の場合分けに充分な考慮を払わずに、実態とは異なる擬制を重ねて、演奏権侵害を肯定し、著作権法22条の「公衆に直接…聞かせることを目的」とするという要件を、語義から離れた無意味な要件として解釈する結果となった。本稿では、著作権法22条の「公衆に直接…聞かせることを目的」とするという要件の解釈について検討するとともに、新しく導入された柔軟な権利制限規定である著作権法30条の4の趣旨を、著作権法22条の適切な解釈に反映させる可能性について論じる。

目 次

- 1. はじめに
- 2. 訴訟に至る経緯
- 3. 東京地裁判決
 - 3. 1 請求の趣旨
 - 3. 2 判決の争点と結論
 - 3. 3 判決要旨
- 4. 検討
 - 4. 1 請求の趣旨と争点の立て方
 - 4. 2 「公衆」性の要件
 - 4. 3 音楽著作物の利用主体
 - 4. 4 公衆に直接聞かせることを目的とすること
 - 4. 5 著作権法22条と30条の4の関係
- 5. おわりに

1. はじめに

本件判決は、2017年より顕在化した日本音楽 著作権協会(JASRAC)による音楽教室に対す る使用料徴収の動きに対して,音楽教室が提起 した請求権不存在確認訴訟について出された第 一審判決である。

本件判決に先立って、JASRACによる使用料 規程の文化庁長官への届出があり、音楽教室に よる文化庁長官に対する裁定の申請に基づい て、文化庁長官の裁定が2018年3月7日に出さ れた。

関連事件としては、社交ダンス教授所における使用料が争われた裁判例があり、当該裁判例の根拠が本件にも及ぶのかどうかが1つの論点となる。

2. 訴訟に至る経緯

JASRACは、2017年(平成29年) 2月に、音

^{*} 弁護士 Yuji YAMAGUCHI

楽教室における演奏等の管理を開始する方針を 公表した。同月に、音楽教室に対する著作権料 徴収の動きに対応するために、音楽教育事業を 営む企業・団体により「音楽教育を守る会」が 結成された。

JASRACは、2017年6月7日に楽器教室における演奏等に関する使用料規程を文化庁長官に届け出て、2018年(平成30年)1月1日からの管理開始を予定していた。これに対し、音楽教育を守る会の会員である音楽教室事業者249名はJASRACを相手取って、2017年6月20日に、音楽教室における著作物使用にかかわる請求権不存在確認訴訟を東京地裁に提起した。その後、原告適格の問題から一旦訴訟を取り下げて、2017年7月27日に、個人の指導者2名を原告に加えて、改めて251名により訴訟を提起した。

そして、音楽教育を守る会が2017年12月21日 に、文化庁長官に対し、著作権等管理事業法24 条1項に基づく裁定の申請をしたため、同条3 項の定めに従って管理開始を延期した。

音楽教育を守る会は、裁定の申請において、 JASRACを被告として東京地裁に係属している 請求権不存在確認訴訟の判決が確定するまで. 本件使用料規程の実施を保留することを求めた が、2018年3月7日に文化庁長官は、音楽教育 を守る会が求める実施の保留を行わず、著作権 等管理事業法24条3項に基づき、裁定日をもっ て実施の日とする裁定(29受庁房第1299号)を 行った。他方で、文化庁長官は、JASRACが、「本 件使用料規程の実施に当たって, 音楽教室にお ける演奏について演奏権が及ぶことを争う音楽 教室事業者に対しては、演奏権が及ぶかどうか の争いがある使用態様につき, 司法判断等に よって請求権が認められるまでは個別の督促 (利用許諾契約手続の督促・使用料の請求)を 行わないこと、また、音楽教室における演奏に ついて演奏権が及ぶことを争わない音楽教室事 業者に対しても、その使用料の請求を行うに当

たっては、本件使用料規程において規定する料率を上限とし、利用者の利用の実態等を踏まえ、適宜協議を行うなどにより適切な使用料の額とすること等、社会的混乱を回避すべく適切な措置を採るよう留意」することを求める通知を行った。

JASRACは、2018年4月1日から許諾手続を 開始しており、JASRACのプレスリリース資料 によれば、2020年1月31日現在で10事業者(12 施設)と契約したが、763事業者(6,844施設) との契約が未了であるとされる。

3. 東京地裁判決

3. 1 請求の趣旨

原告らは、次頁表1にまとめたような主位的 請求と予備的請求を挙げて、原告らの音楽教室 における被告管理楽曲の使用にかかわる請求権 不存在の確認を求めた。

3.2 判決の争点と結論

本件判決は、(1) 原告ら(別紙C) についての確認の利益の有無、(2) 音楽教室における演奏が「公衆」に対するものであるか、(3) 音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか、(4) 音楽教室における 2小節以内の演奏について演奏権が及ぶかの争点についてそれぞれ肯定し、(5) 演奏権の消尽の成否、(6) 録音物の再生に係る実質的違法性阻却事由の有無、(7) 権利濫用の成否の争点についてそれぞれ否定して、原告らの請求をいずれも棄却した。

次頁以降では、紙面の関係で争点2と3に 絞って、判決要旨を整理する。

表1 請求の趣旨第1項ないし第8項の詳細

	各原告×著作物使用態様目録1 (録音物の再生を行わない)		著作物使用態様目	著作物使用態様目 録3(マイナスワン	著作物使用態様目
主位的請求	1(1)①教師と10名程度以下×一曲通して 演奏又は再生演奏しない		程度以下×一曲通	3(1)①教師と10名 程度以下×一曲通 して演奏又は再生 演奏しない	程度以下×一曲通
	1(1)②教師と10名程度以下×一曲通して 演奏又は再生演奏する		程度以下×一曲通	3(1)②教師と10名 程度以下×一曲通 して演奏又は再生 演奏する	程度以下×一曲通
	1(2)①教師1名対生徒1名×一曲通して 演奏又は再生演奏しない		生徒1名×一曲通	3(2)①教師1名対 生徒1名×一曲通 して演奏又は再生 演奏しない	生徒1名×一曲通
	1(2)②教師1名対生徒1名×一曲通して 演奏又は再生演奏する		生徒1名×一曲通	3(2)②教師1名対 生徒1名×一曲通 して演奏又は再生 演奏する	生徒1名×一曲通
予備的請求	程度以下×生徒の,	. ,	6(1)教師と10名程 度以下	7(1)教師と10名程 度以下	8①生徒の,連続して3小節以上の演奏
	5(1)②教師と10名 程度以下×教師の, 連続して3小節以 上の演奏				8②教師の,連続して3小節以上の演奏
	程度以下×生徒の,		6(2)教師1名対生 徒1名	7(2)教師1名対生 徒1名	83生徒の,連続して2小節以内の演奏
	程度以下×教師の,	5(2)④教師1名対 生徒1名×教師の, 連続して2小節以 内の演奏			8 ④教師の,連続して2小節以内の演奏

3. 3 判決要旨

- (I) 争点2(音楽教室における演奏が「公衆」 に対するものであるか)について
- (1) 著作権法22条の立法経緯等

「しかし、昭和41年試案においては、「教室という閉鎖的な場における特定の人的範囲による

使用」であることから、教育課程における著作物の利用について一般的に著作権が及ばないという考え方は採られていない。また、試案コンメンタールでは、無形複製について、「個人的結合関係」の有無を法律上規定することは「公」の概念を不明確にするおそれがあるとの指摘がされ、同試案2条1項11号は「公衆等」を「公

衆又は特定かつ相当程度に多数の者」と定義しているので、「特定かつ多数」の者や「不特定かつ少数」の者も「公衆等」に当たるとの考え方を前提としているものと考えられる。そして、このような考え方は、昭和43年に作成された著作権法の法案にも承継され、同法案において「公衆」は「特定かつ多数の者を含む」と定義されている。

以上の立法経緯に照らすと、現行著作権法は、 著作物の演奏等について、学校その他の教育機 関の授業における著作物の使用かどうかを問わ ず、特定かつ少数の者は「公衆」に当たらない と整理した上で、学校等における著作物の演奏 等については、同法22条の要件を充足する場合 には同条により、また、より一般的には、営利 を目的としない上演、演奏等に関する規定によ り著作権が制限されることとなったものと解さ れる。」

(2) 音楽教室における音楽著作物の利用主体

「このように、原告らの音楽教室のレッスンにおける教師及び生徒の演奏は、営利を目的とする音楽教室事業の遂行の過程において、その一環として行われるものであるところ、音楽教室事業の上記内容や性質等に照らすと、音楽教室で利用される音楽著作物の利用主体については、単に個々の教室における演奏の主体を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教育事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面も含めて総合的かつ規範的に判断されるべきであると考えられる。

かかる観点からすると、原告らの音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって枢要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断するのが相当である

(クラブキャッツアイ事件最高裁判決,ロクラクⅡ事件最高裁判決参照)。また、著作物の利用による利益の帰属については、上記利用主体の判断において必ずしも必須の考慮要素ではないものの、本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられないと解すべきである(ロクラクⅡ事件最高裁判決の補足意見参照)。」

(ア) 利用される著作物の選定方法

「ところで、音楽教室において利用される音楽著作物である課題曲の選定が演奏の実現にとって枢要な行為であることはいうまでもないところ、上記のとおり、音楽教室で演奏させる課題曲は、音楽教室事業者である原告らの作成したレパートリー集等の中から選定され、このようなレパートリー集を有しない原告らについては、同原告らと雇用契約又は準委任契約を締結し、同原告らと同視し得る立場にある教師によって選定されることになるので、音楽教室のレッスンで演奏される課題曲の選定については、原告らの管理・支配が及んでいるということができる。」

(イ) 著作物の利用方法・態様

「音楽教室における演奏態様は演奏行為そのものであるから、演奏行為にとって枢要であることはいうまでもないところ、上記記載からも明らかなように、音楽教室における生徒の演奏は、原告らと同視し得る教師の指導に従って行われるものなので、その演奏について原告らの管理・支配が及んでいるということができる。」(エ)著作物の利用に必要な施設・設備の提供

「音楽教室における音楽著作物の演奏については、当該演奏を行う施設(教室)及び演奏に必要な設備(音響設備、録音物の再生装置等)の確保が不可欠であるが、本件使用態様1~3については、原告らが地域等を選定した上でその費用において教室を設営し、当該教室において同原告らが備え付けた設備・装置を使用して

行われるものであると認められる。そうすると, 著作物の利用に必要な施設,設備等についても, 原告らの管理・支配が及んでいるということが できる。

これに対して原告らは、楽器は一部を除き生徒が用意し、楽譜も生徒自身が購入しているので、原告ら音楽教室事業者に強い管理・支配はないと主張するが、生徒が演奏に使用する楽器や楽譜は、本来的には受講する生徒自身が用意すべきものであり、教室の開設・運営に必要な施設・設備ということはできない。前記の通り、音楽教室の運営に必要な教室及び設備については、原告らがその費用で設営・設置しているので、著作物の利用に必要な施設、設備等は原告らの管理・支配下にあるというべきである。」(カ) 小括

「上記(ア)ないし(オ)のとおり、原告らの音楽教室で演奏される課題曲の選定方法、同教室における生徒及び教師の演奏態様、音楽著作物の利用への原告らの関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供の主体、音楽著作物の利用による利益の帰属等の諸要素を考慮すると、原告らの経営する音楽教室における音楽著作物の利用主体は原告らであると認めるのが相当である。」

(3) 利用主体である原告からみて、生徒は「公 衆」にあたるかどうかについて

「著作権法22条に基づき演奏権について著作権者の権利が及ばないのは、演奏の対象が「特定かつ少数の者」の場合であるところ、「特定」の者に該当するかどうかは、利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかにより判断すべきである。

これを本件に即していうと、音楽教室における音楽著作物の利用主体である原告ら音楽教室 事業者からみて、その顧客である生徒が「特定」 の者に当たるかどうかは、原告らが音楽教室の レッスンの受講を申し込むに当たり、原告らと その生徒との間に個人的な結合関係があったか どうかにより判断することが相当である。

原告らが経営する音楽教室は、受講申込書に 所定事項を記入するなどして受講の申込みを し、原告らとの間で受講契約を締結すれば、誰 でもそのレッスンを受講することができるの で、原告らと当該生徒が本件受講契約を締結す る時点では、原告らと生徒との間に個人的な結 合関係はない。

したがって、音楽教室事業者である原告らからみて、その生徒は「不特定」の者に当たるものというべきである。

(イ) これに対し、原告らは、特定の者に当たるか否かは契約締結後の時点を基準に判断すべきであり、原告らが生徒と本件受講契約を締結し、受講を開始して以降の個人的な結合関係の有無を問題とすべきであると主張する。

しかし、著作権法22条が「公衆に直接…聞かせることを目的」とする場合に演奏権等が及ぶとしているのは、著作権の経済的利益性に着眼し、そのような場合には、著作物の提示の対象とする者の範囲・人数等が著作物の利用による経済的効用を認めるに足りるものであるからと解される(試案コンメンタール(乙10)30~4頁)。このような同条の趣旨も考慮すると、「特定」の者かどうかは、著作物の提示の対象となり得る者、これを本件に即していうと、音楽教室において申込みをすることができる対象者が特定の者に限定されているかどうかという観点から決するべきであり、音楽教室事業者と契約を締結した後の個人的な結合関係の有無やその強弱は問わないと解するのが相当である。

したがって、特定の者に当たるか否かを契約 締結後の時点を基準に判断すべきであるとの原 告らの主張は採用し得ない。|

イ 多数の者に対するものかどうかについて 「生徒に対して継続的にレッスンを行ってい ることは同様であり、原告らの主張によれば本 件使用態様1はすべての原告にあてはまるので、少なくとも3~5名程度のグループレッスンは行っているものと認められる。また、レッスンの数や開催頻度は、施設の状況や生徒数にもよるが、一定期間内(例えば、一月のうち)に異なる生徒を対象とする複数のレッスンを開講することもあり、継続的にレッスンを行う過程において生徒の入れ替わりもあるものと推認される。

以上のとおり、原告らによる音楽教室事業の 実態を踏まえると、原告らからみて、その顧客 である生徒は「多数」であると認めるのが相当 である。

(ウ) これに対して、原告らは、音楽教室における教師及び生徒演奏並びに録音物の再生演奏は、すべて個性のある演奏であり、レッスンでの演奏を聞く者は現にそのレッスンの行われている教室内にいる者のみであることから、「多数」の者に対するものかどうかは、教室内の人数で決せられるべきであると主張する。

しかし、音楽教室事業の上記実態を踏まえると、一つの教室における一時点の生徒数のみを 捉えて多数かどうかを判断することは相当でないことは前記判示のとおりであり、また、音楽 教室における教師及び生徒の演奏並びに録音物 の再生演奏がレッスンごとに異なるとしても、 その内容の個性や差異は、演奏の対象の数が多 数かどうかの評価・判断を左右しないというべきである。

ウ 原告らは、現行著作権法の制定過程において、オーケストラの練習のように、演奏者等のほかに聴衆等のいない場合には、「公衆」が存在しないため、公の演奏に当たらないと解されていたことを指摘し、音楽教室におけるレッスンについても、レッスンの場に演奏者以外の聴衆(公衆)はいないので、オーケストラの練習の場合と同様に、公の演奏には当たらないと主張する。

しかし、オーケストラの楽団員による練習のための演奏が公衆に対するものではないとされるのは、その楽団員は全てオーケストラの運営者と同視し得る者であるからである。これに対し、音楽教室における演奏は、原告らが利用主体であり、生徒が公衆に当たるのでレッスンの場に公衆が存在することになり、この点において、オーケストラの楽団員による練習とは異なるものというべきである。

また、原告らは、音楽教室におけるレッスンは、教師や生徒が発表会等において他人に聞かせる準備として行うものなので、毎回のレッスンでの演奏について著作物利用料は発生しないと主張するが、音楽教室におけるレッスンは必ずしも発表会等への参加を前提とするものではなく、その目的は演奏技術等を学ぶことにあるので、原告らの主張は失当である。

エ 小括

したがって、音楽教室における生徒は、利用 主体である原告らにとって、不特定の者であり、 また、多数の者にも当たるから、「公衆」に該 当する。」

(II) 争点3 (音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか) について

「(1) 著作権法22条は,「公衆に直接…聞かせることを目的」とすることを要件としているところ,その文言の通常の意義に照らすと,「聞かせることを目的とする」とは,演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし,音楽著作物の利用主体から見て,その相手である公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りるというべきである。」

「このように、原告らの音楽教室におけるレッスンは、教師が演奏を行って生徒に聞かせることと、生徒が演奏を行って教師に聞いてもらうことを繰り返す中で、演奏技術の教授が行われ

るが、このような演奏態様に照らすと、そのレッスンにおいて、原告ら音楽教室事業者と同視し得る立場にある教師が、公衆である生徒に対して、自らの演奏を注意深く聞かせるため、すなわち「聞かせることを目的」として演奏していることは明らかである。」

「音楽教室における生徒の演奏は、原告らの管理・支配下で行われることから著作物の利用主体による演奏と同視し得るところ(クラブキャッツアイ事件最高裁判決参照)、上記のとおり、自ら又は他の生徒の演奏を聞くことの必要性、有用性に照らすと、その演奏は、公衆である他の生徒又は演奏している生徒自身に「聞かせることを目的」とするものであると認めるのが相当である。

(2) これに対し、原告らは、著作権法22条が「聞かせることを目的」との要件を設けた趣旨は、著作物の公正利用の観点から、多様な演奏のうち演奏権の対象となる範境を設けたことにあるとした上で、「聞かせることを目的」との目的要件を実質的に解釈すると、「聞かせることを目的」とするとは、「聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏」すなわち「音楽の著作物としての価値を享受させることを目的とする演奏」をいうと主張する。

しかし、試案コンメンタールに「上映、演奏等の無形的な利用にあっては、…たとえば、家庭内における利用等のように限局された目的のものである限り、その著作物の経済的効用を問題にする余地のない性格のものであり、」との記載があることなども考慮すると、「聞かせることを目的」とする要件は、家庭内での演奏など、公衆が存在せず、外形的・客観的にみて公衆に聞かせる目的があるとは考えられない状況下での演奏等を除外する趣旨で設けられたものと解するのが相当である。このため、「聞かせることを目的」とするかどうかは、外形的・客観的にみて公衆に聞かせる目的意思が存在する

かどうかにより決するのが相当である。

これに対し、「聞かせることを目的」とすることの意義を「聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏」あるいは「音楽の著作物としての価値を享受させることを目的とする演奏」と解することは、著作権法22条の文理及び立法趣旨とも整合せず、同条の文言にない制限を付加することになる上、「官能的な感動」や「価値を享受させる」などの意義も抽象的かつ曖昧であり、演奏者の主観的な意図に踏み込んで判断しなければ演奏権侵害の有無の判断ができないこととなって相当ではない。」

「(4) 原告らは、音楽教室における教師の演奏は、当該教師の本来の演奏とは異なるものであること、生徒の演奏は、未熟で拙く、数小節の短いフレーズの繰り返しがほとんどであること、録音物の再生も、終始、音やリズムをガイドしながら再生していることなどを理由として、これらの演奏は、音楽の著作物としての価値を享受させることを目的とする演奏には当たらないと主張する。

しかし、原告の主張は、「聞かせることを目的」とするとは、単に公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りるのではなく、「聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏」あるいは「音楽の著作物としての価値を享受させることを目的とする演奏」であることを要するとの見解を前提にするものであるところ、そのような主張を採用し得ないのは、前記判示のとおりである。」

「(7) 原告らは、「聞かせることを目的」とする著作権法22条の解釈に当たっては、同法30条の4第1号の規定も参照しつつ、実質的に権利を及ぼすべき利用ということができるかという観点から、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的とする利用態様であるかどうかを考慮すべきであると主張する。

しかし、著作権法第22条と第30条の4第1号

とは、その目的、趣旨、規律内容を異にする条文であり、同法30条の4第1号の規定の趣旨又はその文言を参酌して、同法22条の「聞かせることを目的」とするとの文言の意義を解釈すべき合理的な理由はない。

また、著作権法30条の4の立法担当者の解説 (乙44) においては、漫画の作画技術を身に付ける点にあるとしても、一般的に同時に「享受」の目的もあるとされていることは、被告の指摘するとおりであって、音楽教室における演奏の目的が演奏技術の習得にあるとしても、同時に音楽の価値を享受する目的も併存し得る。

(8) したがって、音楽教室における演奏は、音楽著作物の利用主体である原告らとの関係で、「公衆に…聞かせることを目的として」(公に)との要件を充足する。|

4. 検 討

4. 1 請求の趣旨と争点の立て方

本件は、251にも及ぶ多数の法人及び個人が原告となり、請求権不存在確認訴訟を提起した件である。原告らによる多様な著作物利用態様が、前掲の表1のとおり、かなり細かく場合分けをした主位的請求及び予備的請求によって示されていた。このような請求の趣旨の立て方は、演奏権の構成要件に照らして、侵害とならず、請求権不存在となる場合と侵害が成立する場合を裁判所が分析的に判断することを想定したものだったと思われる。

しかし、東京地裁は、請求の趣旨において場合分けをした著作物使用態様の差異には特別の考慮を払うことなく、予備的請求も含め、いずれも理由がないとして請求を棄却した。例えば、「音楽教室における2小節以内の演奏について演奏権が及ぶか」という争点4について、本件判決は、「一回のレッスンにおける演奏及び再生演奏は常に不可分一体であると解すべきであ

り、その一部である2小節以内の演奏のみを切り取り、これを独立したものとして、その著作物性を否定することは相当ではないというべきである。」と判断した。曲のごく一部の2小節以内の演奏をする場合と一曲を通して演奏する場合、あるいは、レッスンにおける演奏の場合を発表会における演奏の場合では、演奏態様には質的相違があると考えられ、それゆえ、楽曲の使用に係る請求権を生じさせるに及ばない領域があるのではないかという問いが原告の請求には込められていたと思われるが、東京地裁はその問いに正面から答えることはしなかった。

本件で争われた演奏権の消尽の成否(争点5),録音物の再生に係る実質的違法性阻却事由の有無(争点6),権利濫用の成否(争点7)も,教則本や録音物を購入し,発表会をする際に被告に使用料を払っている状況を前提として,なお音楽教室における楽器のレッスンにおいても,著作物使用料を徴収することを肯定してよいのかという価値判断についての重要な問いを含んでいたと言えるが、東京地裁が実質的に踏み込んだ判断をするには至らなかった。

4. 2 「公衆」性の要件

著作権法22条により、著作者は、その著作物を、「公衆に」「直接見せ又は聞かせることを目的として」上演し、又は演奏する権利を専有しており、著作権法2条5項により、「公衆」には、「特定かつ多数の者を含む」ことが規定されている。

公衆に対して著作物を利用する行為を著作権 法上の支分権として定めているのは、著作物と いう情報を公衆に伝達し享受させることこそが 著作物利用の本来的態様であるがゆえである¹⁾ と説明されている。そして、「公衆」概念の果 たす役割としては、排他的権利が及ぶ著作物の 利用の範囲を適切に画すことにある²⁾とされる。

「公衆」自体については定義がないことから,

「公衆」は不特定人を指すとして, 著作権法2 条5項の規定により、「公衆」の概念が拡張さ れると解する考え方と、「公衆」は不特定かつ 多数人を指すとして、著作権法2条5項の規定 により特定かつ多数人を創設的に「公衆」に含 めて、多数の者を指すことになると解する考え 方がある3)。ただ、貸与権侵害の事例で、被告 らが,「複製物の所有者は,適法に取得した複 製物を自由に譲渡できることに照らすと, 不特 定であっても少数の者に対する貸与についてま で制限する必要は乏しいということができるか ら,「不特定かつ少数者」は「公衆」には入ら ないと解すべきである。」と争ったのに対し、 東京地判平成16年6月18日判夕1179号320頁 [NTTリース事件] は、「少数であっても不特 定の者が貸与の相手方となる場合には、同法26 条の3にいう「公衆」に対する提供があったも のとして、貸与権侵害が成立するというべきで ある。」と判断した。その後の裁判例では、著 作権法2条5項を参照して「「公衆」とは、不 特定の者又は特定多数の者をいう」とする解釈 は、当事者間で争われることなく、裁判所で肯 定されている(東京地判平成19年5月25日判タ 1251号319頁 [MYUTA事件])。

本件判決も,前提事実として詳しく認定した 著作権法の立法経緯に照らして,「現行著作権 法は,著作物の演奏等について,教育機関の授 業における著作物の使用かどうかを問わず,特 定かつ少数の者は「公衆」に当たらないと整理 した」と述べている。

しかしながら、名古屋地判平成15年2月7日 判タ1118号278頁 [社交ダンス教授所事件](控 訴審の名古屋高判平成16年3月4日判時1870号 123頁は原判決の説示を引用)が、著作権法2 条5項につき、「法がこのような形で公衆概念 の内容を明らかにし、著作物の演奏権の及ぶ範 囲を規律するのは、著作物が不特定一般の者の ために用いられる場合はもちろんのこと、多数 の者のために用いられる場合にも、著作物の利用価値が大きいことを意味するから、それに見合った対価を権利者に環流させる方策を採るべきとの判断によるものと考えられる。」と述べていることからすると、不特定であるが、少人数に絞られ、多人数になる可能性がおよそない者を対象とする演奏については、著作物の利用価値という観点から、演奏権を及ぼす必要性は低いということにならざるを得ないのではないかと思われる。

本件判決は、「「特定」の者に該当するかどう かは、利用主体との間に個人的な結合関係があ るかどうかにより判断すべきである。」と述べ、 「原告らが経営する音楽教室は、受講申込書に 所定事項を記入するなどして受講の申込みを し, 原告らとの間で受講契約を締結すれば, 誰 でもそのレッスンを受講することができるの で. 原告らと当該生徒が本件受講契約を締結す る時点では、原告らと生徒との間に個人的な結 合関係はない。」と判断した。そして、「「特定」 の者かどうかは、 著作物の提示の対象となり得 る者, これを本件に即していうと, 音楽教室に おいて申込みをすることができる対象者が特定 の者に限定されているかどうかという観点から 決するべきであり、音楽教室事業者と契約を締 結した後の個人的な結合関係の有無やその強弱 は問わないと解するのが相当である。」という 判示も行った。

しかし、原告らが請求の趣旨における著作物 使用態様として挙げたように、音楽教室では、 初歩的なクラスでも10名程度以下に生徒を絞ら ないと教師の目が届かないし、生徒の習熟度が 一定レベルを超えると、教師1名対生徒1名で レッスンを行う必要性が高いものである。その ため、音楽教室に通うに当たって、生徒や保護 者は、教師との相性を確かめるし、担当の教師 を決めて通い始めたら長期にわたって指導を受 けることも少なくないのである。「特定」の者

かどうかを「個人的な結合関係」という概念の 曖昧なものにより判断することにも問題がある が4). その点は措くとしても、「契約を締結し た後の個人的な結合関係の有無やその強弱は問 わない」と解することには疑問がある。また, 著作権法38条が営利を目的としない上演等につ いて権利制限を認めているのとは別に、著作権 法22条に「公衆に直接見せ又は聞かせることを 目的として」という要件が設けられていること からすると、誰でも受講の申し込みができるか ということによって「公衆」性が判断されるの は、要件の語義から離れ、違和感がある。事業 規模の大小はあっても、音楽教室自体への受講 の申込みを誰でもできるのが通常であろうが. 少人数のクラスあるいは1対1のレッスンで. 原則として固定した教師から指導を受ける関係 において教師又は生徒が演奏することは、特定 かつ少数の者の間での演奏と解するのが実態に 沿っていると思われる。

なお、前述の名古屋地判平成15年2月7日判 タ1118号278頁 [社交ダンス教授所事件] では、CD等の再生による演奏が問題となっており、「一度に数十名の受講生を対象としてレッスンを行うことも可能と考えられることなど」も考慮されており、著作物使用態様や受講生の数において、本件と状況が異なる面があると思われる50。

4.3 音楽著作物の利用主体

本件判決は、クラブキャッツアイ事件とロクラク II 事件の最高裁判決を引用して、「原告らの音楽教室で演奏される課題曲の選定方法、同教室における生徒及び教師の演奏態様、音楽著作物の利用への原告らの関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供の主体、音楽著作物の利用による利益の帰属等の諸要素を考慮すると、原告らの経営する音楽教室における音楽著作物の利用主体は原告らであると認

めるのが相当である」と判断している。

最高裁判決で採用されてきた「カラオケ法理」 における規範的な判断によれば、カラオケス ナックにおいて客のみが歌唱する場合でもカラ オケスナックの営業主による歌唱と同視しうる とされるから、音楽教室において、演奏の実現 にとって枢要な行為が音楽教室事業者の管理・ 支配下において行われているとして、原告らを 音楽著作物の利用主体として捉えることは、理 屈として困難ではないようにも見える⁶⁾。しか し、クラブキャッツアイ事件最高裁判決におい て、伊藤正己裁判官が、「客のみが歌唱する場 合についてまで、営業主たる上告人らをもつて 音楽著作物の利用主体と捉えることは、いささ か不自然であり、無理な解釈ではないか」とし、 「客による歌唱は、音楽著作物の利用について、 ホステス等従業員による歌唱とは区別して考え るべきであり、これを上告人らによる歌唱と同 視するのは、 擬制的にすぎて相当でないといわ ざるをえない」という意見を述べていたことを 見落とすべきではないと思われる。「カラオケ 法理」自体の再検討7)も議論されているところ であるが、「カラオケ法理」になお存在意義が あるとしても, どこまで多様な事例に適用して 良いのかが問題である。ピアノ等の楽器教室は 習い事の典型であり、家庭での日々のピアノ等 の練習の延長として教師による定期的なレッス ンを受けているという状況に照らせば、音楽著 作物の利用主体を生徒中心に捉え直す余地もあ るのではないだろうかと思われる⁸⁾。

そして、本件判決が、「オーケストラの楽団 員による練習のための演奏が公衆に対するもの ではないとされるのは、その楽団員は全てオー ケストラの運営者と同視し得る者であるからで ある」と解するのに対し、「音楽教室における 演奏は、原告らが利用主体であり、生徒が公衆 に当たるのでレッスンの場に公衆が存在する」 ことになると解して、両者が異なるという判示 をした点も、異論のあるところだと思われる。 オーケストラの楽団員による練習も音楽教室における演奏もいずれも、外部への公開を想定していない練習であることは変わらず、(著作権使用料が支払われている)発表会とは区別されるべきものである。カラオケ法理により、原告らを音楽著作物の利用主体として捉えるとしても、カラオケスナックよりも、閉じた関係にある少人数クラスあるいは1対1の関係で、教師と生徒は練習のための演奏をしているのであり、生徒を「公衆」と捉える根拠にはならないと思われる。

4. 4 公衆に直接聞かせることを目的とすること

本件判決は、「原告ら音楽教室事業者と同視 し得る立場にある教師が、公衆である生徒に対 して、自らの演奏を注意深く聞かせるため、す なわち「聞かせることを目的」として演奏して いることは明らかである。」と判断した。

しかし、演奏技術の教授のために少人数あるいは1人の生徒に聞かせることを「公衆に直接聞かせること」と捉えるのは実態との乖離があり、無理があると思われる⁹⁾。レッスンでは、生徒が日々の練習による上達の成果を示し、教師がそれについて指導をしたり、見本を示したりするということが行われる。少人数クラス(通常はある程度特定された固定メンバーであると思われる)あるいは1対1のクラスにおける生徒の演奏も教師の見本の演奏も、いわゆる「本番」の発表会における演奏とは異なるのであり、どちらも「公衆に直接聞かせることを目的」とするとして、同視できる性格のものではない。

本件判決は、他人に聞かせる準備として行う毎回のレッスンでの演奏について著作物利用料は発生しないとする原告らの主張を、「音楽教室におけるレッスンは必ずしも発表会等への参加を前提とするものではなく、その目的は演奏

技術等を学ぶことにある」と述べて退けたが、 閉じた場であるクラスだけで演奏し、発表会等 に参加しない生徒について、著作物利用料が発 生する根拠が、本件判決において明確に示され たとは言い難い。

音楽家の教科書は、本番で演奏することの本質に関して、「音楽を通してコミュニケーションしたいという衝動…がわき起こるおかげで、音楽家は長年にわたって練習を重ね、聴衆はお金を払ってまでわざわざコンサート会場に足を運ぶのだ。」と説明している¹⁰。観客(公衆)のいる本番の演奏とそのための練習には相違があり、経済的価値にも相違があることに鑑みれば、演奏権の範囲内かどうかという法的な評価も異なってしかるべきだと思われる。

4.5 著作権法22条と30条の4の関係

さらに、原告らが「「聞かせることを目的」とするとは、「聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏」すなわち「音楽の著作物としての価値を享受させることを目的とする演奏」をいう」と主張したことに対し、本件判決は、「官能的な感動」や「価値を享受させる」などの意義も抽象的かつ曖昧であり、演奏者の主観的な意図に踏み込んで判断しなければ演奏権侵害の有無の判断ができないこととなって相当ではない。」と判断した。

ただ、平成30年改正により規定された新しい著作権法30条の4により、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない」非享受的利用についての権利制限規定が導入された趣旨に即して考えると、原告らの主張するように、「生徒の演奏は、未熟で拙く、数小節の短いフレーズの繰り返しがほとんどであること」も事実であろうし、音楽教室における楽器の演奏の練習は、客観的に見て、音楽として鑑賞されることを意図したものではないから、享受を目的としない利用に

該当しうるという解釈は成り立つと思われる。

本件判決は、「著作権法22条と30条の4第1号とは、その目的、趣旨、規律内容を異にする条項であり、同法30条の4第1号の規定の趣旨又はその文言を参酌して、同法22条の「聞かせることを目的」とするとの文言の意義を解釈すべき合理的な理由はない。」と述べているが、権利根拠規定における要件が権利範囲を適切に画する機能を果たしていない場合に、権利制限規定の解釈によって妥当な結論を導く必要が生じることはある。反対に、新しい権利制限規定の趣旨を、権利根拠規定における要件の適切な解釈に反映させることも考えられるのであって、各規定を関連づけて解釈することは何ら不合理なことではないと思われる。

立法担当者からは、漫画の作画技術を身につ けさせることを目的とした, 民間の教室等での 手本とすべき漫画の複製やその受講生による模 写は、主たる目的が作画技術を身につける点に あるとしても,一般的に同時に「享受」の目的 もあると認められることから、著作権法30条の 4は適用されないとの見解が示されているが11), その見解を貫徹すると、著作権法30条の4の適 用範囲が極めて狭くなりかねない120。著作権法 30条の4が、電子計算機による利用以外の利用 も広く認めるという考え方にたって、広い意味 での受け皿規定として立法されたことからすれ ば13)、著作権法30条の4の柱書に当たると解す ることができるにとどまらず、発表会で演奏す る前に行っている練習も、著作物の演奏に係る 技術のいわば「開発又は実用化のための試験」 (1号)と捉える解釈も成り立ち得ると思われ る。人間を凌駕するようなAI等の技術の進歩 が進み、著作権法がAI技術の進展に対応した と言われる中で、もし人間が演奏技術を習得し ようと練習することには、常に同時に「享受」 の目的があるとされるのでは、(しかも、1対1 で教師の指導を受けることさえも「公衆に聞か

せること」を目的とすると解釈されるのであれば、、)人間の演奏技術の向上には、機械技術の 進歩と比べて、常に著作権というハンデがつく という笑えない帰結になってしまいそうである。

5. おわりに

本件判決は、従来の判決も引用しながら、判例理論に沿う形で、音楽教室事業者の請求を全て退ける結論を導いたように見える。しかし、本件判決は、原告らが請求の趣旨において示していたような著作物使用態様の場合分けに充分な考慮を払わずに、実態とは異なる擬制を重ねて、演奏権侵害を肯定し、著作権法22条の「公衆に直接…聞かせることを目的」とするという要件を、語義から離れた無意味なものにしてしまったと言わざるを得ない。

衆議院及び参議院は、令和2年著作権法改正に対する附帯決議で、「五 政府は、関係者による議論の状況等を踏まえつつ、演奏権等の要件としての公衆に直接見せ又は聞かせる目的の範囲について、必要に応じて社会通念や妥当性の観点から検討するとともに、その結果に基づいて必要な見直しを行うよう努めること。」という項目を盛り込んだ。

本件は、原告らにより2020年(令和2年)3 月4日に控訴された。控訴審において、誰でも 受講申し込みができれば、「公衆」性を満たす といった単純な要件の当てはめではなく、251 にも及ぶ原告らの様々なバリエーションのある 音楽教室の実態にも目を向け、原告らの請求の 趣旨における場合分けを踏まえて、演奏権の成 否の境界線についてのきめ細かな判断がなされ ることが期待される。

注 記

 伊藤真「第2条第5項」半田正夫=松田政行編 『著作権法コンメンタール1第2版』pp.385-386 (2015) 勁草書房。

- 2) 作花文雄「著作権制度における「公衆」概念」 コピライトNo.560 p.36, p.37 (2007)。
- 3) 小倉秀夫「2条5項」小倉秀夫=金井重彦編『著 作権法コンメンタール』pp.208-209 (2013) レ クシスネクシス・ジャパン。
- 4) 岡村久道『著作権法〔第4版〕』p.145 (2019) 民事法研究会は、「権利者が経済的不利益を受けるおそれが無限定かという趣旨からすると、人的結合関係の有無は決定的要因とはいえない。」と述べる。
- 5) 唐津真美「営利を目的としない上演等」コピライトNo.702 p.64 (2019) は、本件判決前に、「音楽教室での演奏指導はダンス教室で音楽を流す行為とも状況が異なります」と述べていた。
- 6) 土肥一史「音楽教室事件」コピライトNo.711 p.22 (2020) は、「生徒による課題曲の演奏についても、教師を通じて原告らの管理支配が及んでいることに異論はないのではないか。」と述べる。
- 7) 上野達弘「いわゆる「カラオケ法理」の再検討」 『知的財産権法と競争法の現代的展開―紋谷暢男 教授古稀記念』p.781 (2006) 発明協会,大渕哲 也「著作権間接侵害の基本的枠組」著作権研究 No.38~No.40 (2011~2013),藤田晶子「著作権 法裁判例における「規範的主体論」」『知的財産 法のモルゲンロート―土肥―史先生古稀記念論 文集』p.519 (2017) 中央経済社。

- 8) 橋本阿友子「音楽教室裁判にみる著作権法の諸 問題」ジュリストNo.1547 p.79 (2020) は、「あ らゆる音楽教室について広く生徒の演奏の利用 主体を音楽教室事業者と評価したことにも疑問 が大きい」と述べる。
- 9) 田中辰雄「著作権集中管理団体の功罪をめぐる 論争について-JASRACの「音楽教室からの料金 徴収問題」を題材に-」知的財産法政策学研究 Vol.51 p.65, p.110 (2018) は,「教室での利用は 楽曲自体をBGMとして楽しんでいるわけではな い」と述べる。
- 10) ジェラルド・クリックスタイン『成功する音楽 家の新習慣』p.164 (2018) ヤマハミュージック エンタテインメントホールディングス。
- 11) 澤田将史「著作権法の一部を改正する法律(平成 30年改正)の概要」知財ぷりずむVol.17, No.193, p.6 (2018)。
- 12) 田村善之=高瀬亜富=平澤卓人『プラクティス 知的財産法II著作権法』p.132 (2020) 信山社。
- 13) 加戸守行=土肥一史=上野達弘=奥邨弘司=秋 山卓也=松田政行=吉田大輔「柔軟な権利制限 規定による著作物の利用拡大とこれからの課題 (上)」NBL No.1143, p.14, p.22の秋山, 吉田発 言(2019)。

(原稿受領日 2020年7月31日)